

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_上山添地区 (上山添)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・上山添地区では、水稻を主要作物とし、転作作物としてそばや枝豆などが栽培されているほか、花きや野菜の施設栽培が行われており、複合経営を行う農業者が多い状況にある。柿や桜桃、りんごなどの果樹栽培に取り組んでいる農業者も若干名いる。
- ・規模縮小などの意向のある農地面積よりも、認定農業者等が引受意向のある農地面積が多いものの、畑や樹園地の受け手が不足しており、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・農事組合法人リバティー山添の構成員が高齢化してきており、担い手となる構成員の確保が課題となっている。

【課題】

- ・畑や樹園地の受け手の確保
- ・農事組合法人リバティー山添の構成員の確保

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手(認定農業者)に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、農地の効率的利用を進める。
- ・農事組合法人リバティー山添の構成員の確保を進める。
- ・個別農家が規模拡大していく方向で地域農業を担って行く。
- ・ハウス等を利用した園芸作物等の栽培を継続し、高齢者や女性等の労働の場を確保する。
- ・水稻を主要作物としつつ、新たに大豆の増産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
- ・大豆・小麦・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	61.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、下山添無人ヘリ防除組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵の設置と花火等による追い払いの実施により被害の軽減を図り、被害の増加が顕著になった場合は、地域による鳥獣被害対策(集落点検、追い払い体制の構築、電気柵の共同設置、被害の少ない作物選定等)に取り組む。

②土壌分析や低コスト肥料、農薬の選定により拡大を図る。

③スマート農機の導入に加え、情報端末による生育診断や生産履歴の管理など効率化を図る。

⑦耕作が困難な農地は、耕作者に除草管理を促し、地域全体で遊休農地の発生を未然に防止する。

⑧ほ場管理を効率的に行うため、老朽化している水路の補修を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_中田地区 (中田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・中田地区では、水稻を主要作物とし、転作作物としてそばや枝豆などの露地野菜が栽培されているほか、野菜の施設栽培が行われている。
- ・規模縮小などの意向がある農地があるが、中田地区内には規模拡大の意向がある農業者がいないため、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・野菜の園芸施設(パイプハウス)の老朽化が課題となっている。

【課題】

- ・地域外からの担い手の確保
- ・園芸施設(パイプハウス)の計画的な更新

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手(認定農業者)に集約化を進めつつ、水稻の生産費のコストダウンを図る。地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、農地の効率的利用を進める。
- ・水稻を主要作物としつつ、水利の条件が悪い水田は枝豆と赤かぶへの転換を進め、複合経営による所得向上および経営の安定を図る。
- ・大豆・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。
- ・水田の連担化を推し進め、作業効率の向上に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、無人ヘリ防除組合およびドローン防除実施者への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②水稻の特別栽培の面積拡大を図る。
 ③ドローンや水管理システムの導入等によりスマート農業を推進する。
 ⑧園芸施設(パイプハウス)を計画的に更新していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_常盤木地区 (常盤木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・常盤木地区では、水稻を主要作物とし、転作作物としてそばが栽培されているほか、日本なしやりんご等の果樹栽培や、野菜の施設栽培が行われており、複合経営を行う農業者が多い状況にある。
- ・規模縮小などの意向がある農地面積よりも担い手が引き受ける意向のある農地面積が多いものの、後継者がいない担い手農家もあり、担い手は十分確保されているとは言えない状況にあるため、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・個人経営を主体に多種多様な作物生産が行われてきたが、さらなる地域農業の活性化を図るため、地域の特産物となる作物への一体的な取組みや、農業法人の設立に向けた検討が必要である。

【課題】

- ・法人化も含めた将来の担い手の確保と育成
- ・新たな園芸作物の導入と地域の一体的な取組み

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域外から認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、市やJAと連携しながら、水田と樹園地の担い手を確保し育成していく。
- ・水稻では、引き続き特別栽培による良食味米の生産に取り組む。
- ・果樹については、大玉ブドウや消費者の嗜好に添った品種への転換を進める。
- ・水稻を主要作物としつつ、果樹や野菜、花きなどの園芸作物の生産拡大と産直販売の増加を図る。
- ・農業所得の向上のため新たな園芸作物の導入を目指す。安定かつ作業負担の少ない作物の選定と栽培方法の確立を図っていく。
- ・大豆・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。
- ・担い手同士の綿密な連携のもと、法人化に関する研修会への参加等により情報収集を行いながら、農業法人の設立を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	63.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、朝日無人ヘリ防除組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②堆肥や有機肥料を活用した土づくりと活性剤を使用した強い作物づくりを推進していく。
- ⑤振興品種や将来有望な品種の新・改植を積極的に進める。
- ⑦資源保全隊を中心に地域ぐるみで農地保全を行っていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_東南地区 (東荒屋南)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・東南地区では、水稻を主要作物とし、転作作物として主にそばが栽培されているほか、日本なし等の果樹栽培が行われており、複合経営を行う農業者が多い状況にある。また、野菜の施設園芸を行っている農業者もいる。
- ・そば栽培は東南そば生産組合により低コスト栽培が行われている。
- ・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、規模縮小などの意向のある農地面積が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・特に果樹栽培では後継者が不足しており、園地の継承が課題となっている。
- ・土地利用型作物においては、経営所得安定対策の5年水張りルールへの対応が課題となっている。

【課題】

- ・農地の担い手の確保と育成
- ・果樹栽培における園地継承
- ・5年水張りルールへの対応

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域外から認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、市やJAと連携しながら、水田と樹園地の担い手を確保し育成していく。
- ・水稻を主要作物としつつ、地域の特産物であるそばの生産拡大を図り、スマート農業の導入を検討しながら、省力的かつ効率的な農業経営を発展させていく。
- ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。
- ・集落の機械共同利用組合により、共同作業により農作業を実施する。
- ・大豆や土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。
- ・転作作物として重要な作物であるそばの収量と品質の向上に努め、交付金の減少による影響緩和を図る。
- ・担い手の分散錯図を解消するため、農地中間管理事業を活用した農地(水田)の集約化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	64.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、中部無人ヘリ防除組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵の設置と花火等による追い払いの実施により被害の軽減を図り、被害の増加が顕著になった場合は、地域による鳥獣被害対策(集落点検、追い払い体制の構築、電気柵の共同設置、被害の少ない作物選定等)に取り組む。

③スマート農業の導入について地域として導入の検討を行う。

⑧老朽化しているビニールハウスの更新について、補助事業を活用しながら実施を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_東北地区 (東荒屋北)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・東北地区では、水稻を主要作物とし、転作作物としてそばなどの土地利用型作物が栽培されているほか、日本なしを中心とした果樹栽培が長年継続されており、特色ある地域農業を展開してきた。
- ・水田面積の約半分が(農)東北グリーンファームに集積されており、経営の効率化が図られているが、構成員も高齢化しており、後継者の確保が必要である。
- ・水田作における担い手は確保されているものの、樹園地の受け手が不足しており、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・果樹栽培において、高齢化や後継者の不在などから、果樹栽培を断念し伐採している農家がみられる。
- ・土地利用型作物においては、経営所得安定対策の5年水張りルールへの対応が課題となっている。

【課題】

- ・果樹の担い手確保と園地継承
- ・法人の構成員の後継者確保
- ・5年水張りルールへの対応

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域外から認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、市やJAと連携しながら、水田と樹園地の担い手を確保し育成していく。
- ・市やJAと連携しながら、果樹栽培を縮小する意向がある樹園地の情報を共有し、果樹の新たな担い手の確保と育成を進めながら、担い手に樹園地を引き継いでいく。
- ・水田については、(農)東北グリーンファーム及び認定農業者が中心となって農地の集積を図り、その他の農業者と連携しながら、高品質の米づくりを推進する。
- ・水稻と果樹栽培を主要作物としつつ、農業所得の向上のため新たな園芸作物(畑作物)の導入を目指す。安定かつ作業負担の少ない作物の選定と栽培方法の確立を図っていく。
- ・大豆・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため、農地中間管理事業を活用した農地(水田)の集約化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	77.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	77.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の汎用化や排水路改良等の基盤整備事業の実施を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、中部無人ヘリ防除組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵の設置や花火等による追い払いの実施、果樹の残さの適切処理などにより被害の軽減を図り、被害の増加が顕著になった場合は、地域による鳥獣被害対策(集落点検、追い払い体制の構築、電気柵の共同設置、被害の少ない作物選定等)に取り組む。

②日本なしの特別栽培技術の確立を目指す。

③水田農業においてスマート農業を推進し、農作業や品質管理の効率化を図る。

⑤地域の特産である果樹の生産に力を入れて、水稲と果樹を両立させ高収入を目指す。

⑦十分に管理されていない樹園地があり、防除に不安があるため、耕作者に適正管理を促していく。

⑧地域全般に農業施設が老朽化しているため整備が必要である。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_桂荒俣地区 (桂荒俣)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・桂荒俣地区では、水稻を主要作物とし、転作作物として大豆やそばなどが栽培されているほか、畑(樹園地)において柿や日本なしなどの果樹栽培が行われている。
- ・規模縮小などの意向がある農地面積よりも、認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積が多くなっており、担い手は十分確保されている。
- ・規模拡大の意向がある認定農業者がいるが、規模縮小農家が少なく担い手への集積が進まない。
- ・水稻を主としており園芸作物への取り組みが弱い。安定した農業経営を実現するには園芸作物の効率的な取り組みが必要である。

【課題】

- ・園芸作物への新たな取り組み

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物としつつ、農業所得の向上のため新たな園芸作物の導入を目指す。安定かつ作業負担の少ない作物の選定と栽培方法の確立を図っていく。
- ・大豆・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。
- ・担い手(認定農業者)に集約化を進めつつ、農地の効率的利用を進める。
- ・担い手の分散錯図を解消するため、農地中間管理事業を活用した農地(水田)の集約化を図る。
- ・規模の大きい個人経営農家は、法人化による効率的な農業経営の実現を目指す。
- ・担い手同士の綿密な連携の元、共同化による大型機械の導入などにより経営安定を図り、離農農家の受け皿となる組織の設立を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクへの貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、中部無人ヘリ防除組合およびドローン防除実施者への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②水稻の特別栽培の面積を拡大していく。

③スマート農機の導入を進め、作業効率の向上を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_下山添地区 (下山添)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・下山添地区では、水稻を主要作物とし、転作作物としてそばや枝豆等が栽培されているほか、きゅうりや花き、トマト等の施設栽培が盛んに行われている地域である。
- ・規模縮小などの意向のある農地面積よりも認定農業者等の引受意向のある農地面積が多く、担い手は十分確保されている。
- ・水稻栽培は省力化が図られているが、転作作物の栽培において労力が不足している。

【課題】

- ・転作作物の栽培における労働力の確保

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手(認定農業者、認定新規就農者)に集約化を進め、地域外からも希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、農地の効率的利用を進める。
- ・水稻は主に認定農業者が担当し、複合作物であるきゅうりなどの園芸作物は、女性陣が主となり農業所得の増大を図る。
- ・兼業農家や高齢農家が移動能力に応じて、担い手農家に協力して農業に従事することにより、地域全体として生産体制を充足させる。高齢者でも取り組める軽量野菜導入の取り組みを進める。
- ・水田農業のさらなる効率化を図るため、共乾施設利用組合であるライスフィールドの法人化及び農地集積を検討する。
- ・大豆・小麦・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	139.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	139.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
直播きや無人ヘリコプターの効率的利用、CE・MRC利用を促進し低コスト化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵の設置と花火等による追い払いの実施により被害の軽減を図り、被害の増加が顕著になった場合は、地域による鳥獣被害対策(集落点検、追い払い体制の構築、電気柵の共同設置、被害の少ない作物選定等)に取り組む。
- ⑥転作田や保全管理農地において導入する燃料・資源作物の選定、栽培方法の研修などを行う。
- ⑧共同乾燥調製施設(ライスフィールド)の乾燥設備を更新する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_丸岡地区 (丸岡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・丸岡地区では、水稻を主要作物とし、転作作物としてそばや枝豆などが栽培されているほか、野菜や花きの施設栽培が行われており、複合経営を行う農業者が多い状況にある。
- ・規模縮小などの意向のある農地面積に対し、認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積が大きくなっているものの、農業者の高齢化や後継者不在の経営体が多いため、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・農家戸数の減少のため管理の行き届かない排水路が見られる。
- ・園芸施設(ハウス)の担い手が不足しており、既存施設の継承等を含めた有効利用を図る必要がある。

【課題】

- ・新たな農地の担い手の確保と育成
- ・農家戸数の減少に伴う水利管理の負担増
- ・園芸作物の担い手の確保と園芸施設(ハウス)の継承

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手(認定農業者、認定新規就農者)に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、農地の効率的利用を進める。
- ・水稻を主要作物としつつ、施設園芸との複合経営を継続していくため、既存施設の利用者の経営意向を整理しながら、新たな担い手の確保と育成を遅延なく進めていく。
- ・大豆や土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。
- ・担い手(認定農業者、認定新規就農者)は、規模縮小農地の受け皿となるための条件整備を進める。
- ・新規就農者への農地の集積も必要であり、現存施設の有効利用や、担い手等へ農地を提供した農業者にも水利管理への参加を求め、集落内での絆を維持する。
- ・作業の効率化を目的とする農地の交換等は、所有者の理解を得ながら、可能なところから実施を検討する。
- ・担い手(認定農業者、認定新規就農者)の分散錯圖を解消するため、農地中間管理事業を活用した農地(水田)の集約化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	113.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	113.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、下山添無人ヘリ防除組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②土壌分析や低コスト肥料、農薬の選定により拡大を図る。

③スマート農機の導入に加え、情報端末による生育診断や生産履歴の管理など効率化を図る。

⑦耕作が困難な農地は、耕作者に除草管理を促し、地域全体で遊休農地の発生を未然に防止する。

⑧園芸施設(パイプハウス)を計画的に更新していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_三千刈地区 (三千刈)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・三千刈地区では、水稻を主要作物とし、転作作物として枝豆やそばなどが栽培されているほか、りんごを中心とした果樹栽培が盛んな集落であり、複合経営を行う農業者が多い状況にある。
- ・規模縮小などの意向のある農地面積よりも担い手等の引受意向面積が多いものの、後継者がいない経営体が多いため、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・後継者不足、高齢化、農業資材の高騰により、所得の低下や農業離れが進んでいる。
- ・荒廃した樹園地があるが、再生するためには多額の費用が必要になる。

【課題】

- ・地域内の担い手の確保と育成
- ・遊休農地(樹園地)の再生

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手(認定農業者、認定新規就農者)に集約化を進める。
- ・引き続き果樹や野菜などの高付加価値農産物の生産に取り組み、複合経営により安定した所得を確保していく。
- ・試験的に取り組んでいるアーモンドやナッツ類の栽培方法を確立し、生産拡大と団地化を目指していく。
- ・大豆・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。
- ・担い手の分散錯図を解消するため、農地中間管理事業を活用した農地(水田)の集約化を図る。
- ・担い手と連携する者は、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、新規就農者には知見を活かした技術的指導や助言を行う。
- ・担い手同士の綿密な連携の元、大型機械やスマート農機の共同利用による農作業の効率化と生産費のコストダウンを図る。
- ・遊休農地(樹園地)の再生に向け、活用できる補助事業の情報収集を行いながら、地区として方策を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	56.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、無人ヘリ防除組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵の設置や花火等による追い払いの実施、果樹の残さの適切処理などにより被害の軽減を図り、被害の増加が顕著になった場合は、地域による鳥獣被害対策(集落点検、追い払い体制の構築、電気柵の共同設置、被害の少ない作物選定等)に取り組む。
- ②りんごの特別栽培技術の確立を目指す。
- ③ドローン等の導入による農作業の共同化を目指す。
- ⑤アーモンドやナッツ類の生産拡大と団地化を図る。
- ⑦耕作が困難な農地は、耕作者に除草管理を促し、地域全体で遊休農地の発生を未然に防止する。
- ⑧園芸施設(パイプハウス)を計画的に更新していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_西荒屋地区 (西荒屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・西荒屋地区では、水稻を主要作物とし、転作田などでぶどうをはじめとした果樹栽培が盛んに行われており、庄内を代表する果樹産地となっている。
- ・規模縮小などの意向のある農地面積と、認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積が均衡しているものの、将来を見据えて新たな農地の受け手を確保していく必要がある。
- ・果樹栽培において、後継者や雇用労働力が不足しており、条件の良い圃場(樹木・施設)の第三者への継承や労働者の確保が課題となっている。
- ・高速道路の西側はサル被害により果樹栽培が困難になっており、遊休化している農地がある。近年はイノシシによる農地の掘り起し被害やクマ、ハクビシン、鳥類による食害が増加しており、農業被害が深刻となっている。

【課題】

- ・果樹の第三者継承や雇用労働力の確保
- ・地域ぐるみでの鳥獣被害防止対策の継続的な実施

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・観光果樹園の取り組みや産直・加工施設の活用により、今後とも農産物の高付加価値化、6次産業化に努める。
- ・シャインマスカットに次ぐ有望なぶどう品種を選定し、新改植と栽培方法の習得に取り組む。
- ・市やJAと連携しながら、果樹栽培を縮小する意向がある樹園地の情報を共有し、果樹の新たな担い手の確保と育成を進めながら、担い手に樹園地を引き継いでいく。また、雇用労働者の確保対策についても方策を検討していく。
- ・担い手(認定農業者)へ水田を集積することにより、水稻の収益の向上を図りつつ、その他の農業者は果樹経営に専念していく。地域外からも希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、農地の効率的利用を進める。
- ・大豆・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。
- ・水田の担い手(認定農業者)への連担化を推し進め、分散錯圃を解消し、作業効率の向上を図る。
- ・引き続き地区ぐるみで鳥獣被害対策に取り組み、安心して営農が出来る環境を整える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	143.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	143.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、朝日無人ヘリ防除組合およびドローン防除任意団体への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策の集落点検(放置果樹や目撃・被害発生場所等)や、見回り(追払い)の実施、連絡網の整備や市・猟友会と連携した捕獲などについて、引き続き地区ぐるみで取り組んでいく。
- ②引き続きつや姫を中心とした特別栽培米の栽培に取り組み、環境負荷の低減を図る。
- ③無人トラクター等のスマート農機の導入について担い手や機械共同利用グループで検討する。
- ⑤振興品種や将来有望な品種の新改植を積極的に進める。また、果樹園の園地整備や連坦化への取組みの必要性についても検討を行う。
- ⑧経年劣化が進んでいる雨よけ施設や果樹棚の更新について、補助事業の活用による実施を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_板井川地区 (板井川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・板井川地区では、水稻を主要作物とし、転作作物として大豆や枝豆などが栽培されているほか、畑(樹園地)においてりんごや柿などの果樹栽培が行われている。
- ・大豆栽培は、板井川大豆生産組合による播種から刈取までの共同作業により低コスト化が図られている。また、ブロックローテーションの取組みにより連作障害の回避を目指している。
- ・認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、規模縮小などの意向のある農地面積が多く、後継者不在の農業者の農地面積も多いことから、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・近年、サル・クマ・イノシシによる農作物被害が増加している。高速道路の西側には作物栽培が困難な区域もある。

【課題】

- ・法人化も視野に入れた農地の担い手の確保と育成
- ・鳥獣被害防止対策の実施と捕獲人材の育成

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手(認定農業者)に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、農地の効率的利用を進める。
- ・水田作において個人経営では限界があるため、地区内の担い手の受託状況を見ながら、農業生産法人の設立を検討していく。
- ・大豆・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。
- ・果樹・花卉・野菜・山菜の高付加価値農産物の生産に取組み、複合経営を確立する。
- ・担い手と連携する者は、農地の貸付け、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、若手農業者には知見を活かした技術的指導や助言を行う。
- ・認定農業者5名と一般農業者2名の水稻刈取機械共同利用組合は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る。
- ・大豆生産組合では今後は栽培管理に多機能作業機を導入し、高品質と多収穫を目指していく。
- ・水稻を自家乾燥調整している7名は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図ることとし、共同乾燥調製施設(ミニライスセンター)の整備も検討していく。
- ・果樹との複合経営をめざす中心となる経営体は、規模拡大と作業の効率化を図るため防除機・高所作業車等を導入する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	98.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	98.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、朝日無人ヘリ防除組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵の設置と花火等による追い払いの実施により被害の軽減を図り、被害の増加が顕著になった場合は、地域による鳥獣被害対策(集落点検、追い払い体制の構築、電気柵の共同設置、被害の少ない作物選定等)に取り組む。また、地区内で新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

②水稻において特別栽培の拡大を図る。

③スマート農機の導入により作業負担の軽減を図る。

⑤樹園地の園地整備を行うとともに、法人化も視野に入れて効率的な利用を図る。

⑥転作田や保全管理農地において導入する作物の選定、栽培方法の研修などを行う。

⑦耕作が困難な農地は、耕作者に除草管理を促し、地域全体で遊休農地の発生を未然に防止する。

⑧農地集積により担い手の水稻作付面積が拡大していることから、共同乾燥調製施設(ミニライスセンター)の整備を検討する必要がある。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_西片屋地区 (西片屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・西片屋地区では、水稻を主要作物とし、転作田や樹園地でおとうを始めとした果樹栽培が盛んに行われており、庄内を代表するおとう産地となっている。
- ・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、規模縮小の意向がある農地面積が多く、特に樹園地の受け手が不足しており、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・後継者がいない経営体が多く、地区内の担い手も不足している。
- ・果樹栽培において、人手不足や後継者の不在、高齢化、施設の老朽化や再整備経費の高騰などから、果樹栽培を断念し、伐採している農家がみられる。
- ・米価の低迷や賃金の上昇、肥料・燃料の高騰等により、水稻単作では継続が難しい状況にある。

【課題】

- ・農地(田及び樹園地)の担い手の確保と育成
- ・おとう産地の次世代への継承
- ・転作田および未利用樹園地を活用した所得の確保

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域外から認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、市やJAと連携しながら、水田と樹園地の担い手を確保し育成していく。
- ・水稻について、その他の農業者と連携しながら、認定農業者が中心となって農地の集積を図り、高品質の米づくりを推進する。
- ・大豆・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。
- ・果樹(おとう)については、施設の更新、観光果樹園のPR、高付加価値化、6次産業化等の取組を今後も進めながら、産地を次世代へと継承していく。
- ・野菜等の生産、販売の取組を通じて、転作からの所得確保に努める。
- ・未利用の樹園地などにおいて、水稻と作業時期の重複が少ない樹種への転換を進め、地域の特色を生かした複合経営の確立を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	67.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、中部無人ヘリ防除組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵の設置と花火等による追い払いの実施により被害の軽減を図り、被害の増加が顕著になった場合は、地域による鳥獣被害対策(集落点検、追い払い体制の構築、電気柵の共同設置、被害の少ない作物選定等)に取り組む。

②引き続き環境保全型農業の取組みを推進していく。

③スマート農業への移行を図り、農作業の効率化や効率的な品質管理の実現を目指していく。

⑤おとう栽培を基本としながら、柿や梅等の団地整備も検討していく。

⑦耕作が困難な農地は、耕作者に除草管理を促し、地域全体で遊休農地の発生を未然に防止する。

⑧経年劣化が進んでいる雨よけ施設の更新について、補助事業の活用による整備を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_松根地区 (松根)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・松根地区では、水稻を主要作物とし、転作作物としてそばや大豆などの土地利用型作物が栽培されているほか、柿やきゅうり、なすの栽培も行われており、複合経営を行う農業者が多い状況にある。
- ・数名の認定農業者に集積が進んでいるが、担い手の人数が少ないため、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・少人数の担い手農家で地域農業を継続していくためには、農地の効率的な利用に向けた対策が課題となる。
- ・土地利用型作物においては、経営所得安定対策の5年水張りルールへの対応が課題となっている。

【課題】

- ・法人化も視野に入れた担い手の確保
- ・農地の効率的な利用
- ・5年水張りルールへの対応

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手(認定農業者、認定新規就農者)に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、農地の効率的利用を進める。
- ・基盤整備事業の実施に向け、事業説明会の開催や意向調査の実施などの取組みに着手する。
- ・大型機械やスマート農業の導入と共同利用、農業法人の設立などについて、担い手同士で綿密に検討をしている。
- ・将来の労働力不足に対応するため、担い手以外の農業者や住民との協働体制の構築に向けて、地域ぐるみで取り組んでいく。
- ・水稻やそば、大豆を主要作物としつつ、農業所得の向上のため新たな園芸作物の導入を目指す。JAの指導のもと作物の選定と栽培方法の確立を図っていく。
- ・地区産米のブランド化(高付加価値化)を模索し、収益の増加に繋げる。
- ・加工・流通業者や産直施設との連携の進展を図る。
- ・大豆・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。
- ・転作作物として重要な作物であるそばと大豆の収量と品質の向上に努め、交付金の減少による影響緩和を図る。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため、農地中間管理事業を活用した農地(水田)の集約化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	133.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	133.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、東部無人ヘリ防除組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵の設置や花火等による追い払いの実施、果樹の残さの適切処理などにより被害の軽減を図り、被害の増加が顕著になった場合は、地域による鳥獣被害対策(集落点検、追い払い体制の構築、電気柵の共同設置、被害の少ない作物選定等)に取り組む。

②土壌分析や低コスト肥料、農薬の選定により拡大を図る。

③水田農業においてスマート農業を推進し、農作業や品質管理の効率化を図る。

⑤振興品種や将来有望な品種の新改植を積極的に進める。

⑥転作田や保管理農地において導入する燃料・資源作物の選定、栽培方法の研修などを行う。

⑧園芸施設(パイプハウス)を計画的に更新していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引黒川上地区 (椿出、上の山、宮の下、春日山、橋本、平田山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・黒川上地区では、水稻を主要作物とし、転作作物として大豆やそばなどの土地利用型作物が栽培されているほか、柿などの果樹や野菜・花きの施設栽培も行われており、複合経営を行う農業者が多い状況にある。
- ・農業従事者の高齢化や農業を継がない後継者が増えるなど、労働力が減少してきている。
- ・中山間の田と樹園地(柿)の受け手が不足している。
- ・中山間の田は法面の草刈が大変であり、受け手が少ないため荒廃していく恐れがある。
- ・柿の放任樹が増えることにより落葉病の発生源となる心配がある。
- ・農地が分散しており作業効率が悪い。
- ・サルやクマによる柿等への農作物被害が多発しており、個人での対応には限界がある。
- ・水田の5年水張りルールにより、特に大豆やそばの交付金が減少し、今後の営農に大きな影響が出る懸念がある。

【課題】

- ・使われていない農地(中山間の田・樹園地)の受け手の確保が必要
- ・集落営農組織化や法人化も含めた将来の担い手の確保と育成
- ・中山間の田における基盤整備事業等の実施
- ・柿の落葉病対策
- ・農地の分散錯圖の解消
- ・地域ぐるみでの鳥獣被害防止対策の実施
- ・5年水張りルールへの対応

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手(認定農業者、認定新規就農者)に集積・集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者等を受入れ、農地の効率的利用を進める。
- ・高性能機械の導入と共同利用体制の構築、集落営農組織や農業法人の設立などについて、農業を担う者同士で綿密に検討をしていく。
- ・市やJAと連携しながら、果樹栽培を縮小する意向がある樹園地の情報を共有し、果樹の新たな担い手の確保と育成を進めながら担い手に樹園地を引き継いでいく。
- ・引き続き水稻を主要作物としつつ、大豆とそばの収量向上や水稻と柿の高付加価値化により、農業所得の向上を図っていく。
- ・水稻については有機栽培の導入を検討する。
- ・新規作物については、候補となる作物を選定し、試験的な取組みから始めていく。
- ・柿の落葉病については、放任樹の発生を未然に防ぐことを基本とし、技術普及課やJAの指導を仰ぎながら、防除の徹底などの対策を生産者全員で取り組んでいく。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため、農地中間管理事業を活用した集約化(団地化)を図る。
- ・基盤整備事業の実施に向け、事業説明会の開催や意向調査の実施などについて検討を行う。
- ・多面的機能支払交付金を活用した中山間の法面へのステップ段差の設置について、実施を検討する。
- ・大豆・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。
- ・鳥獣被害防止対策については、追払いや集落点検、緩衝帯の草刈りなど地域ぐるみで取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	223.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	223.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針 担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 作業の効率化が期待できる防除作業は、東部無人ヘリ防除組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①野生鳥獣の追払いや集落点検、緩衝帯の草刈りなど地域ぐるみで取り組んでいく。
- ②水稻について有機栽培の導入を検討する。
- ③土壌診断、ドローン防除、GPSコンバイン、自動運転トラクターなどの導入により、農作業の効率化を目指す。
- ⑤柿の放任樹の発生を防ぎ、落葉病対策を実施していく。
- ⑦地域全体で遊休農地の発生を未然に防止する。
- ⑧米貯蔵施設や柿集荷・選別施設の整備に取り組む。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	楯引_黒川中地区 (滝の上、小在家、楯、仲村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・黒川中地区では、水稻を主要作物とし、転作作物としてそばや大豆などの土地利用型作物が栽培されているほか、柿などの果樹や野菜・花きの施設栽培も行われており、複合経営を行う農業者が多い状況にある。
- ・若い担い手が数名いるため、現状では田の担い手は十分確保できているが、10～20年後の担い手不足が心配される。
- ・地区内の農地は土質が良く農業に適しているが、南部の水利が悪い状況にある。
- ・庄内柿の北海道を中心とした需要と価格は右肩上がりである。
- ・果樹栽培の作業負担が大きく労働力が不足している。
- ・放任樹園地はなく、適切に貸借または伐採が行われている。
- ・農業機械は個人所有が主体となっている。
- ・令和7年産から共乾施設が統合されるため、水稻の適期刈り取りが可能か不安がある。

【課題】

- ・農地の効率的利用を図るためには基盤整備や水利施設の更新が必要
- ・法人化も含めた将来の担い手の確保と育成
- ・農業機械(大型・スマート農業)の導入と共同利用
- ・季節労働者の確保

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手(認定農業者、認定新規就農者)に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、農地の効率的利用を進める。
- ・基盤整備事業の実施に向け、事業説明会の開催や意向調査の実施などの取り組みについて検討する。
- ・大型機械やスマート農業の導入と共同利用、農業法人の設立などについて、農業を担う者同士で綿密に検討をしていく。
- ・引き続き水稻と柿を地域の主要作物としつつ、農業所得の向上のため干し柿などの加工品の生産による高付加価値化を図っていく。
- ・大豆・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。
- ・市やJAと連携しながら、季節労働者の確保対策についても方策を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	73.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	73.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、東部無人ヘリ防除組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①空き家対策や、除草管理など鳥獣が侵入しづらい環境づくりに地域全体で取り組む。
- ②水稻を段階的に有機農業に切り替えていく。
- ③トラクター・田植機(GPS自動運転等)、ドローン、高性能コンバイン(情報支援等)の導入を図る。
- ⑤庄内柿の加工品生産(干し柿)などにより高付加価値化を図る。
- ⑦補助金等を活用しながら赤川河川敷の除草管理を徹底する。
- ⑧共同米貯蔵施設、野菜選果場、共同機械格納庫の導入を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_黒川下地区 (成沢、大杉、大杉川原、漆原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・黒川下地区では、水稻を主要作物とし、転作作物としてそばや大豆などの土地利用型作物が栽培されているほか、柿などの果樹や野菜・花きの施設栽培も行われており、複合経営を行う農業者が多い状況にある。
- ・後継者が不足しており農業従事者の高齢化が進んでいる。
- ・若手生産者は田の規模拡大に取り組んでいる。
- ・中山間の農地は法面の草刈が大変であり、狭小な農地も多く受け手が少ないため荒廃していく恐れがある。
- ・農地が分散しており作業効率が悪い。
- ・資材等が高騰しているが価格転嫁が出来ず収益が悪化している。
- ・クマによる柿等への農作物被害が発生している。
- ・水田の5年水張りルールにより、特に大豆やそばの交付金が減少し、今後の営農に大きな影響が出ることが懸念される。

【課題】

- ・使われていない農地(中山間の田・樹園地)の受け手の確保が必要
- ・地区外からの入作者を含めた将来の担い手の確保と育成
- ・基盤整備事業等の実施等による利便性の向上
- ・農地の分散錯圖の解消
- ・地域ぐるみでの鳥獣被害防止対策の実施
- ・5年水張りルールへの対応

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手(認定農業者、認定新規就農者)に集積・集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者等を受入れ、農地の効率的利用を進める。
- ・新規就農者への黒川の農地のあっせんや、SEADSとの連携により、黒川における農業従事者の確保を図る。
- ・水稻栽培については、大型機械やスマート農業の導入と共同利用体制の構築、共同利用施設(ミニライス)の建設などについて、農業を担う者同士で綿密に検討をしていく。
- ・市やJAと連携しながら、果樹栽培を縮小する意向がある樹園地の情報を共有し、果樹の新たな担い手の確保と育成を進めながら担い手に樹園地を引き継いでいく。
- ・引き続き水稻を主要作物としつつ、水稻の担い手への集積・集約化による生産コストの低減を図るとともに、柿の高付加価値化により、農業所得の向上を図っていく。
- ・柿については、選別作業の共同化や有機・特別栽培の導入による産地化について検討する。
- ・新規作物については、サツマイモを有力候補として、研修会の開催や適性品種の選定など、試験的な取り組みから始めていく。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため、田と樹園地について農地中間管理事業を活用した集約化(団地化)を図る。
- ・基盤整備事業の実施に向け、事業説明会の開催や意向調査の実施などについて検討を行う。
- ・大豆・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。
- ・鳥獣被害防止対策については、追払いや集落点検、緩衝帯の草刈りなど地域ぐるみで取り組んでいく。
- ・5年水張りルールへの対応として、ブロックローテーションによる5年に1度の水稻作付けを行うことを基本とし、畑作物を本作化する水田については畑地化促進事業の活用を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	177.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	177.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作条件が悪く現に耕作されていない農地は区域から除外する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、無人ヘリ防除組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①野生鳥獣の追払いや集落点検、緩衝帯の草刈りなど地域ぐるみで取り組んでいく。
- ②柿の有機・特別栽培の導入による産地化を図る。
- ③スマート農業を導入し、農業用施設(ミニライス)を建て少数精鋭で取り組む。
- ⑤柿の有機・特別栽培の導入による産地化と樹園地の団地化を図る。有機果樹畑においてはミョウガ栽培を組み合わせて行うことを推奨していく。
- ⑧スマート農業を導入し、農業用施設(ミニライス)を建て少数精鋭で取り組む。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_梳代地区 (タラノキ代、月山、桃平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・梳代地区では、水稻を主要作物とし、転作作物としてそばや大豆などの土地利用型作物が栽培されているほか、ブルーベリーなどの果樹や野菜・花きの施設栽培も行われている。また、地区の南東部には広大な畑地が広がっており、個人経営によるナスや赤かぶ、葉たばこなどの畑作物や、法人による大規模畑作経営が展開されている。
- ・庄内平野を一望できるロケーションにあり、「やまがたの棚田20選」に選ばれた棚田は、農業者の努力によりきれいに管理されている。
- ・水質が良く、自然の恵みを生かした高品質の水稻栽培が行われている。
- ・農業従事者の高齢化や農業を継がない後継者が増えるなど、労働力が減少してきている。
- ・圃場条件が悪い農地が多く収益性も低いため、規模拡大をするにも労力不足が課題となるなど、なんとか経営を続けている農家が多い。
- ・法面が急傾斜であり草刈作業が大きな負担となっている。
- ・素掘りの水路が多く存在し、道路が近くにならないため維持管理が困難である。
- ・中山間直接支払交付金を活用し、コンバイン5台を共同利用している。
- ・サルやクマによるブルーベリー等への農作物被害が発生している。
- ・水田の5年水張りルールにより、特に大豆やそばの交付金が減少し、今後の営農に大きな影響が出る懸念される。

【課題】

- ・使われていない農地の受け手の確保が必要
- ・水路整備を含む基盤整備事業の実施
- ・草刈作業の軽減
- ・地域ぐるみでの鳥獣被害防止対策の実施
- ・5年水張りルールへの対応

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手(認定農業者、認定新規就農者)に集積・集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者等を受入れ、農地の効率的利用を進める。
- ・引き続き水稻を主要作物としつつ、新たな作物として小麦を候補作物とし、先進地視察などの取組みから始めていき、農業所得の向上や遊休農地の有効活用を図っていく。
- ・急傾斜地の草刈作業の軽減と危険防止のため、ラジコン草刈機の共同利用について検討を行う。
- ・基盤整備事業の実施に向け、事業説明会の開催や意向調査の実施などについて検討を行う。
- ・大豆・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。
- ・鳥獣被害防止対策については、追払いや緩衝帯の草刈りなど、引き続き地域ぐるみで取り組んでいく。
- ・5年水張りルールへの対応として、ブロックローテーションによる5年に1度の水稻作付けを行うことを基本とし、畑作物を本作化する水田については畑地化促進事業の活用を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	339.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	339.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、東部無人ヘリ防除組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①追払いや緩衝帯の草刈りなど、引き続き地域ぐるみで取り組んでいく。クマ用爆竹の共同購入も検討する。
- ②引き続きつや姫を中心とした特別栽培米の栽培に取り組み、環境負荷の軽減を図る。
- ③ドローンの活用や衛星画像を活用した可変施肥の取り組みを拡大していく。
- ⑦急傾斜地の草刈作業の軽減と危険防止のため、ラジコン草刈機の共同利用について検討を行う。
- ⑧小麦への新規取組みとともに、小麦の共同乾燥調製施設の整備も検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引_田代地区 (田代、大坂山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・田代地区では、水稻を主要作物とし、転作作物としてそばや枝豆、ナスなどの土地利用型作物が栽培されているほか、きゅうりやメロン等の施設栽培や柿の栽培も行われているなど複合経営を行う農業者が多い状況にある。
- ・農業従事者の高齢化が進んでおり、後継者がいない農地も多くなっている。
- ・地区外の認定農業者等による入作面積が増えてきている。
- ・急傾斜の農地が多く法面の草刈作業が大きな負担となっている。
- ・水質が良く、自然の恵みを生かした高品質の水稻栽培が行われている。
- ・高収益作物の栽培により農業所得を確保している農家もいるが、肥料の高騰や労力不足が課題となるなど、なんとか経営を続けている農家が多い。
- ・水田の5年水張りルールにより、転作作物に対する交付金が減少し、今後の営農に大きな影響が出ることが懸念される。
- ・機械や施設の老朽化が見られるが、補助金のハードルが高く、導入が進んでいない。
- ・クマやハクビシンによる農作物被害が発生している。

【課題】

- ・後継者がいない農地が多く受け手の確保が必要
- ・法人化も含めた将来の担い手の確保と育成
- ・水路整備を含む基盤整備事業の実施
- ・草刈作業の軽減
- ・新規作物の導入による農業所得の向上
- ・5年水張りルールへの対応
- ・老朽化している機械や施設の更新
- ・地域ぐるみでの鳥獣被害防止対策の実施

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手(認定農業者、認定新規就農者)に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者等を受入れ、農地の効率的利用を進める。
- ・若手農業者を中心に法人化に関する研修会への参加等により情報収集を行いながら、農業法人の設立を検討する。
- ・基盤整備事業の実施に向け、事業説明会の開催や意向調査の実施などについて検討を行う。
- ・急傾斜地の草刈作業の軽減のため、トラクターアタッチメント式の草刈機の共同利用について検討を行う。
- ・引き続き水稻を主要作物とした複合経営を推進しながら、新たな園芸作物の導入や既存作物の輸出等の取組みにより農業所得の向上を図っていく。
- ・新規作物については、サツマイモやトウモロコシ、イモ類などを候補として、研修会の開催や適性品種の選定など、JA等の指導を仰ぎながら試験的な取組みから始めていく。
- ・大豆・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。
- ・5年水張りルールへの対応として、ブロックローテーションによる5年に1度の水稻作付けを行うことを基本とし、畑作物を本作化する水田については畑地化促進事業の活用を検討していく。
- ・大型機械や農業施設の共同利用、補助金の活用などについて、農業を担う者同士で綿密に検討をしていく。
- ・鳥獣被害防止対策については、追払いや緩衝帯の草刈りなど、地域ぐるみで取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	235.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	235.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作条件が悪く現に耕作されていない農地は区域から除外する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、馬渡無人ヘリ防除組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落点検や緩衝帯の草刈りの実施など、地域ぐるみで取り組んでいく。
 ②水稻において特別栽培面積を拡大し、安心・安全のイメージアップを図る。
 ⑩大型機械や農業施設の共同利用、補助金の活用などについて、農業を担う者同士で綿密に検討をしていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	櫛引馬渡地区 (馬渡・馬渡山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・馬渡地区では、水稻を主要作物とし、地区東部の樹園地を中心にした柿の栽培や、転作作物としてそばや枝豆、甘しょなどの土地利用型作物が栽培されているほか、野菜の施設栽培も行われているなど複合経営を行う農業者が多い状況にある。
- ・若い担い手がいるため田の担い手は十分確保できているが、果樹の担い手が不足している。
- ・地区内の農業者は個人経営が主体となっている(地区内の法人は1経営体)。
- ・果樹栽培については、スピードスプレーヤーの共同利用が進んでいるが、樹園地の区割りが細かい団地もあり、場所も分散しているなど作業効率が悪い状況にある。
- ・地区東部の田の条件(傾斜、水はけ)が悪い。
- ・柿とアサツキの栽培が盛んであり、品質も良く、消費者から高い評価を得ている。
- ・近年、カイガラムシによる柿の被害が発生し品質低下が発生している。

【課題】

- ・使われていない農地(主に樹園地)の受け手の確保が必要
- ・法人化も含めた将来の担い手の確保と育成
- ・農地の集約化と基盤整備事業の実施の検討が必要
- ・水稻以外の品目での安定した所得の確保
- ・柿のカイガラムシ被害への対策が必要

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手(認定農業者、認定新規就農者)に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者等を受入れ、農地の効率的利用を進める。
- ・市やJAと連携しながら、果樹栽培を縮小する意向がある樹園地の情報を共有し、果樹の新たな担い手の確保と育成を進めながら担い手に樹園地を引き継いでいく。
- ・引き続き水稻を主要作物としつつ、地域の特産である柿とアサツキのブランド化(高付加価値化)により、農業所得の向上を図っていく。
- ・柿については、カイガラムシによる被害の発生状況を的確に把握し、技術普及課やJAの指導を仰ぎながら、適期防除の実施などの対策を実施する。また、消費者の嗜好に合わせ、甘柿などの有望品種への転換や樹上脱渋の拡大を図る。
- ・アサツキについては、共同作業の実施など高齢化に対応した生産体制の構築を目指す。
- ・若手農業者を中心に法人化に関する研修会への参加等により情報収集を行いながら、農業法人の設立を検討する。
- ・兼業農家が担い手農家と協力しながら、可能な範囲で農業に従事し続けることにより、地区全体で労働力を充足させていく。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため、農地中間管理事業を活用した集約化(団地化)を図る。
- ・基盤整備事業(田・樹園地)の実施に向け、事業説明会の開催や意向調査の実施などについて検討を行う。
- ・大豆・土地利用型園芸作物と水稻のブロックローテーションにより高所得を確保できる水田営農を確立する。
- ・生産組合が中心となって、若手農業者に対する技術的な助言を行うとともに、貸借可能な農業機械やハウス等施設の情報提供を行うことにより、若い人が農業を始めやすい環境にしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	156.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	156.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員および農地利用最適化推進委員、生産組合で調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の実施を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、馬渡無人ヘリ防除組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地区で協力して放任樹園地の発生を防止し、野生鳥獣が寄り付かない環境づくりに取り組む。
 ②引き続きつや姫を中心とした特別栽培米の栽培に取り組み、環境負荷の軽減を図る。
 ③スマートつや姫を活用し、適正な施肥量や作業適期の把握により高品質米生産を図る。
 ⑤柿のカイガラムシ対策、甘柿など有望品種の新改植、樹上脱渋の拡大に取り組んでいく。また、区割りが細かい果樹団地については、交換分合などの取り組みに向けた検討を行う。